



来週の投資戦略 (7/16-19)

先週末の市場は一過性? 転換点?

2024年7月14日

小松 徹

注目事項 - 見所

7月15-18日、中国三中全会 — 終了後、習近平国家主席の発言は?
 7月15日、パウエル連邦準備理事会 (FRB) 議長発言—物価上昇鈍化、成長鈍化に?
 7月19日、6月の全国消費者物価指数 (CPI) —前年比+2.9%、コアコアは+2.2%?

株式市場見通し

先週金曜日に日経 225 が 2.45%下落、TOPIX も 1.18%下落したため、一見全面安と思いがちだが、プライム市場の上昇銘柄数が 1020 と下落 574 銘柄を大幅に上回ったことで、分散したポートフォリオを保有している投資家は市場がそれほど下げたとは思っていないだろう。下げ続けていたグロース市場が 2.87%上昇したこともこれまでと違った。金曜日の米国市場が全面高となっており、恐らく月曜日の市場も続伸すると見られるので、来週火曜日のわが国の市場は金曜日とは違う展開になるか、あるいはその続きとなるか、為替市場の動きにもよるだろう。

海外投資家の買いが話題になっている。東京証券取引所、財務省の統計によれば、6月最終週から海外投資家は買い越しに転じているが、まだ年初ほどの勢いはない。米国市場が歴史的な高値を更新しているため、自動的にわが国に配分しているとも考えられる。英仏の選挙によって先行きの政治経済情勢に不透明感が漂い、中国経済の本格的な回復が見通せない中では、わが国が消去法的に選択されるのが一つの要因にはなっていないよう。英国では 14 年ぶりに政権交代が起こった。仏国では選挙のたびに右派、左派、中道が第一党になるなど不安定さが増している。だが、わが国で自民党が応援した小池都知事が 3 選したといっても、獲得票数は前回ほどではなかった。9月の自民党総裁選がどうなるのか、大変注目される。

さて、執筆中にトランプ氏が演説中に銃撃されたとの報が入った。幸い命に別状はなく、バイデン大統領からの電話にも応答したようだ。トランプ氏は 15 日から開催の共和党大会に出席すると述べている。トランプ氏が正式に大統領候補になると同時に、誰が副大統領候補になるか注目される。一方、バイデン大統領に対する選挙戦辞退の圧力が高まっている。時間がないので、早期の撤退宣言があるのか、ないのか、注目される。撤退の場合には民主党はかなり混乱するだろう。

最後に来週注目の経済指標は火曜日発表の6月の米國小売売上高、水曜日の6月の欧州連合 CPI 改定値、金曜日の6月の全国 CPI など。順番に市場予想を述べると、小売売上高は前月比横ばい、欧州 CPI は全体で前年比+2.5%、コア指数で+2.9%、わが国の CPI は同様に+2.9%、+2.2%。金融政策では月曜日のパウエル議長の発言、木曜日の欧州中央銀行 (ECB) 理事会の決定とラガルド総裁の発言。パウエル氏が物価と成長の鈍化を強調するか? ラガルド総裁は慎重か? なお、わが国政府の為替介入はいつたん終了か?

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高 PB 低位株、高 PE 新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。